

○第58回農薬専門調査会評価第三部会（非公開）

日時：平成28年10月17日（月）14：01～17：06

議事概要：

（1）2, 4-D

・継続審議となった。

*本剤は除草剤で、水稻、さとうきび等に使用します。今回、さとうきびへの適用拡大及びインポートトレランス申請（カカオ豆及び綿実）がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）及び飼料中の残留基準が設定されています。

（2）DCIP

・審議の結果、DCIPの一日摂取許容量（ADI）を0.027 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

*殺線虫剤で、きゅうり、なす等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）マンジプロパミド

・審議の結果、マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

*殺菌剤で、もも、キャベツ等に使用します。今回、えだまめ、いちじく等への適用拡大申請及びばれいしょへのインポートトレランス申請がされています。